

# 建築設備 定期検査報告書作成要領

[埼玉県内・令和4年11月版]

編集・発行

一般財団法人 埼玉県建築安全協会

編集協力

埼玉県内特定行政庁

# 建築設備 定期検査報告書作成要領

# 目 次

## 建築設備 定期検査報告書の作成について

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 1. 定期検査報告書                  | ----- |
| 2. 検査結果表                    | ----- |
| 3. 別表1～4                    | ----- |
| 4. 別添様式 関係写真(A4)            | ----- |
| 5. 3年までの間に1回行う検査項目の年度別実施状況表 | ----- |
| 6. 定期検査報告概要書                | ----- |

## 建築設備 定期検査報告書の提出について

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| 1. 建築設備 定期検査報告書 送付明細書 | ----- |
| 2. 定期検査報告書のまとめ方       | ----- |

## 参考資料

- 建築設備定期検査結果表
- 埼玉県内報告対象建築物一覧
- 建築物用途の区分
- 埼玉県内特定行政庁一覧

## 建築設備 定期検査報告書の作成について

1.定期検査報告書  
(1)第一面関係

換気	排煙	照明	給排水

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

定期検査報告書  
(建築設備等(昇降機を除く。))

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は  
事実と相違ありません。

\* 1 ○○○○ 様

\* 2 年 月 日

株式会社 ○○管理 代表取締役  
\* 3 報告者氏名 埼玉 次郎

① 検査者氏名 安全 太郎

② 【1.所有者】

【イ.氏名のフリガナ】 カヅシカイヤ ○○○○ タイヨウトリシマヤク サイトマ タロウ  
【ロ.氏名】 株式会社 ○○○○ 代表取締役 埼玉 太郎  
【ハ.郵便番号】 336-0031  
【ニ.住所】 埼玉県さいたま市南区鹿手袋○-△-× ○○ビル2階  
【ホ.電話番号】 048-865-○○○○

② 【2.管理者】

【イ.氏名のフリガナ】 カヅシカイヤ ○○カリ タイヨウトリシマヤク サイトマ ジョウ  
【ロ.氏名】 株式会社 ○○管理 代表取締役 埼玉 次郎  
【ハ.郵便番号】 330-0061  
【ニ.住所】 埼玉県さいたま市浦和区常盤○-△-× ××ビル1階  
【ホ.電話番号】 048-815-○○○○

【3.報告対象建築物】

\* 4 【イ.所在地】 埼玉県さいたま市浦和区常盤×-○-△  
【ロ.名称のフリガナ】 ○○○○ビル  
【ハ.名称】 ○○○○ビル  
\* 5 【ニ.用途】 飲食店・事務所

【4.検査による指摘の概要】

③ 【イ.指摘の内容】  要是正の指摘あり (  既存不適格 )  指摘なし  
④ 【ロ.指摘の概要】 換気設備、非常用の照明装置  
⑤ 【ハ.改善予定の有無】  有 (令和 5 年 1 月に改善予定)  無  
⑥ 【ニ.その他特記事項】 無窓居室の換気扇に軽微な汚れ、高架水槽に軽微な錆あり

\* 6 (台帳番号: J - 03 - 04 - ○○○○)

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

定期検査報告書 第一面～第三面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

(\*) 記入した内容の修正は修正テープ、修正液の使用はできません。

(1) 第一面関係の注意事項、補足事項

[様式の(注意)]

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 【1.所有者】欄及び【2.管理者】欄は、所有者又は管理者が法人のときは、【口.氏名】はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、【二.住所】はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の【6.換気設備の検査の状況】欄、【10.排煙設備の検査の状況】欄、【14.非常用の照明装置の検査の状況】欄又は【18.給水設備及び排水設備の検査の状況】欄のいずれかの【イ.指摘の内容】において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、【4.検査による指摘の概要】欄の【イ.指摘の内容】の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークをいれたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 【4.検査による指摘の概要】欄の【ロ.指摘の概要】は、指摘する設備の種別程度を記載する。  
具体的な内容は、(第二面)のそれぞれの項目、及び検査結果表の特記事項欄に記載ください。
- ⑤ 【4.検査による指摘の概要】欄の【ハ.改善予定の有無】は、第二面の【6.換気設備の検査の状況】欄、【10.排煙設備の検査の状況】欄、【14.非常用の照明装置の検査の状況】欄又は【18.給水設備及び排水設備の検査の状況】欄のいずれかの【ハ.改善予定の有無】において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 【4.検査による指摘の概要】欄の【ニ.その他特記事項】は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

[第一面関係の補足事項]

\*1 報告先について

建築物の所在地が、さいたま・川口・川越・所沢・越谷・上尾・草加・春日部・狭山・新座・熊谷・久喜の場合は、市長としてください。それ以外の場合は、〇〇建築安全センター所長としてください。  
(当作成要領に添付している「埼玉県内特定行政庁一覧」をご参照ください。)

\*2 日付欄について

提出時は空欄としてください。

\*3 報告者氏名について

報告者は、【2.管理者】と同一の記載となります。  
管理者は、所有者から建築設備の維持管理上の権原を委任されている方となります。  
法人の場合は、法人名・役職名・氏名を必ず記入してください。

\*4 【3.報告対象建築物】 【イ.所在地】

住居表示を実施している地区では住居表示で記入してください。

\*5 【3.報告対象建築物】 【二.用途】

P46.47を参考に記入してください。

\*6 (台帳番号: )

「建築基準法第12条の規定に基づく定期報告書の提出について」というお知らせのハガキに記載されている台帳番号を記入してください。

(2)第二面関係

① 定期検査報告書  
(第二面)

その1

\* 青字は記入例

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】 \* 1

【イ. 階数】 地上 5 階 地下 1 階  
【ロ. 建築面積】 163.500 m<sup>2</sup>  
【ハ. 延べ面積】 954.000 m<sup>2</sup>

② 【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置  
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】 \* 2

③ 【イ. 確認済証交付年月日】 昭和 54 年 6 月 7 日 第 〇〇〇 号

④ 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認  
検査機関 ( )

【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和 55 年 5 月 1 日 第 ××× 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認  
検査機関 ( )

【3. 検査日等】 \* 3

⑤ 【イ. 今回の検査】 令和 4 年 12 月 15 日実施

⑥ 【ロ. 前回の検査】 実施 (令和 3 年 12 月 6 日報告) 未実施

⑦ 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者) (一級)建築士 (国土交通大臣)登録 第 〇〇〇〇〇〇 号  
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇〇 号

【イ. 資格】

【ロ. 氏名のフリガナ】 アンゼン タロウ

【ハ. 氏名】 安全 太郎

【ニ. 勤務先】 株式会社 ○×建築設計事務所

(一級)建築士事務所 (埼玉県)知事登録 第 〇〇〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 330-0854

【ヘ. 所在地】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階

【ト. 電話番号】 048-647-××××

(その他の検査者) ( )建築士 ( )登録 第 〇〇〇〇〇〇 号  
建築設備検査員 第 D×××××××××× 号

【イ. 資格】

【ロ. 氏名のフリガナ】 アンゼン ジロウ

【ハ. 氏名】 安全 次郎

【ニ. 勤務先】 株式会社 ○×建築設計事務所

(一級)建築士事務所 (埼玉県)知事登録 第 〇〇〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 330-0854

【ヘ. 所在地】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階

【ト. 電話番号】 048-647-××××

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 3 系統 3 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)

【ロ. 火気使用室】 その他 ( 系統 室) 無  
自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 2 系統 2 室)  
その他 ( 系統 室) 無

【ハ. 居室等】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無

【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 火気使用室換気扇不動作による換気量不足

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 5 年 1 月に改善予定) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定) 予定なし

(2) 第二面関係の注意事項、補足事項 その1

[様式の(注意)]

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② **【1.建築物の概要】欄の【二.検査対象建築設備】**は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ **【2.確認済証交付年月日等】欄の【イ.確認済証交付年月日】**及び**【ロ.確認済証交付者】**は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認について、**【ハ.検査済証交付年月日】**及び**【ニ.検査済証交付者】**は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。  
指摘事項が要是正か既存不適格かの判断基準になりますので、増築、大規模の修繕、大規模の様様替え、用途変更の内容についても確認してください。
- ④ **【2.確認済証交付年月日等】欄の【ロ.確認済証交付者】**及び**【ニ.検査済証交付者】**は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。指定確認検査機関は「株式会社」又は、「一般財団法人」等も記入してください。
- ⑤ **【3.検査日等】欄の【イ.今回の検査】**は、検査が終了した年月日を記入し、**【ロ.前回の検査】**は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。直前の検査日ではなく、直前の報告日を記入してください。
- ⑥ **【3.検査日等】欄の【ロ.前回の検査】**は、今回の報告が新築・増築などではじめて報告対象となった場合など、前回報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ **【3.検査日等】欄の【ハ.前回の検査に関する書類の写し】**は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。**【3.検査日等】欄の【ロ.前回の検査】**で「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、3欄の「ハ」の「有」「無」のチェックボックスには「レ」マークを入れないでください。

[第二面関係の補足事項]

- \*1 **【1.建築物の概要】**  
定期報告の対象となる建築物の階数・建築面積・延べ面積を記入してください。  
付属する屋外のプロパン庫や自転車置場等別棟の面積は含めません。
- \*2 **【2.確認済証交付年月日等】**  
**【イ.確認済証交付年月日】** 直近の確認済証について記入します。  
**【ハ.検査済証交付年月日】** 直近の検査済証について記入します。  
なお、日付、番号、交付者が不明の場合は、「不明」と記入してください。
- \*3 **【3.検査日等】**  
**【イ.今回の検査】**  
2日以上検査日数を要した時は、最終日を記入してください。  
報告書は報告日の前2月以内に検査したものでなければなりません。  
前年度分の報告として遅れての提出の際は、その旨を送付明細書の備考欄に明記してください。  
(記入のないときは全て受付時の当該年度分の報告となります。)  
**【ロ.前回の検査】** 実施 未実施  
報告が初回の場合のみ、「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

定期検査報告書  
(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 5 階 地下 1 階  
【ロ. 建築面積】 163.500 m<sup>2</sup>  
【ハ. 延べ面積】 954.000 m<sup>2</sup>  
【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置  
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和 54 年 6 月 7 日 第 〇〇〇 号  
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認  
検査機関 ( )  
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和 55 年 5 月 1 日 第 ××× 号  
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認  
検査機関 ( )

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和 4 年 12 月 15 日実施  
【ロ. 前回の検査】 実施 ( 令和 3 年 12 月 6 日報告 ) 未実施  
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

⑧ 【4. 換気設備の検査者】 \* 4 その2

⑨ (代表となる検査者) (一級)建築士 (国土交通大臣)登録 第 〇〇〇〇〇 号  
⑩ 【イ. 資格】 建築設備検査員 第 号  
【ロ. 氏名のフリガナ】 アベノ タロウ  
【ハ. 氏名】 安全 太郎  
⑪ 【ニ. 勤務先】 株式会社 ○×建築設計事務所  
(一級)建築士事務所 ( 埼玉県 )知事登録 第 〇〇〇〇〇 号  
⑫ 【ホ. 郵便番号】 330-0854  
【ヘ. 所在地】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-○-△ 安心ビル5階  
【ト. 電話番号】 048-647-××××  
(その他の検査者) ( )建築士 ( )登録 第 号  
【イ. 資格】 建築設備検査員 第 D×××××××××× 号  
【ロ. 氏名のフリガナ】 アベノ ジロウ  
【ハ. 氏名】 安全 次郎  
【ニ. 勤務先】 株式会社 ○×建築設計事務所  
(一級)建築士事務所 ( 埼玉県 )知事登録 第 〇〇〇〇〇 号  
【ホ. 郵便番号】 330-0854  
【ヘ. 所在地】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-○-△ 安心ビル5階  
【ト. 電話番号】 048-647-××××

【5. 換気設備の概要】 \* 5

⑬ 【イ. 無窓居室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 3 系統 3 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無  
【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 2 系統 2 室)  
その他 ( 系統 室) 無  
⑭ 【ハ. 居室等】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無  
【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格 ) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】 火気使用室換気扇不動作による換気量不足  
【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 令和 5 年 1 月に改善予定 ) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無  
【ロ. 不具合記録】 有 無  
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定 ) 予定なし

## (2) 第二面関係の注意事項、補足事項 その2

[様式の(注意)]

- ⑧ **【4.換気設備の検査者】**欄から**【19.給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】**欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ **【4.換気設備の検査者】**欄、**【8.排煙設備の検査者】**欄、**【12.非常用の照明装置の検査者】**欄及び**【16.給水設備及び排水設備の検査者】**欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者(有資格者に限る。)について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除(又は無記入)して構いません。
- ⑩ **【4.換気設備の検査者】**欄、**【8.排煙設備の検査者】**欄、**【12.非常用の照明装置の検査者】**欄及び**【16.給水設備及び排水設備の検査者】**欄の**【イ.資格】**は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、その旨を証する書類に記載された番号(Dで始まる9ケタ)を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ **【4.換気設備の検査者】**欄、**【8.排煙設備の検査者】**欄、**【12.非常用の照明装置の検査者】**欄及び**【16.給水設備及び排水設備の検査者】**欄の**【ニ.勤務先】**は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。建築設備検査員が個人の資格において業務を行う場合は、空欄としてください。
- ⑫ **【4.換気設備の検査者】**欄、**【8.排煙設備の検査者】**欄、**【12.非常用の照明装置の検査者】**欄及び**【16.給水設備及び排水設備の検査者】**欄の**【ホ.郵便番号】**から**【ト.電話番号】**までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑬ **【5.換気設備の概要】**欄の**【イ.無窓居室】**は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室(建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室除く。)について、**【ロ.火気使用室】**は、建築基準法第28条第3項に規定する居室(特殊建築物の居室を除く。)について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、**【ハ.居室等】**は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ **【5.換気設備の概要】**欄の**【ハ.居室等】**は、劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂及び集会場の用途に供する建築物において、集会のための用途の居室を指し(法第28条第3項参照)、法第2条第4項の居室(居住、執務、作業、集会娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室)とは意味が異なりますので注意してください。

[第二面関係の補足事項]

### \*4 【4.換気設備の検査者】

その他の検査者が複数人いる場合は、第二面の別紙を使用してください。

別紙は当協会のホームページからダウンロードしてください。

**【ニ.勤務先】**検査者が一級建築士又は二級建築士の場合は、事務所登録番号を記入してください。

一級建築士または二級建築士の資格で定期検査をする場合は、建築士法第23条の定めにより建築士事務所登録が必要です。

### \*5 【5.換気設備の概要】

**【イ.無窓居室】**及び**【ハ.居室等】**の「機械換気設備」の系統及び室数は、「中央管理方式の空気調和設備」の系統及び室数を除いて記入してください。

定期検査報告書  
(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 5 階 地下 1 階  
 【ロ. 建築面積】 163.500 m<sup>2</sup>  
 【ハ. 延べ面積】 954.000 m<sup>2</sup>  
 【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置  
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和 54 年 6 月 7 日 第 〇〇〇 号  
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )  
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和 55 年 5 月 1 日 第 ××× 号  
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和 4 年 12 月 15 日実施  
 【ロ. 前回の検査】 実施 (令和 3 年 12 月 6 日報告) 未実施  
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者) (一級)建築士 (国土交通大臣)登録 第 〇〇〇〇〇〇 号  
 【イ. 資格】 建築設備検査員 第 号  
 【ロ. 氏名のフリガナ】 アンゼン タロウ  
 【ハ. 氏名】 安全 太郎  
 【ニ. 勤務先】 株式会社 ○×建築設計事務所  
 (一級)建築士事務所 (埼玉県)知事登録 第 〇〇〇〇〇〇 号  
 【ホ. 郵便番号】 330-0854  
 【ヘ. 所在地】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階  
 【ト. 電話番号】 048-647-××××  
 (その他の検査者) ( )建築士 ( )登録 第 号  
 【イ. 資格】 建築設備検査員 第 D×××××××××× 号  
 【ロ. 氏名のフリガナ】 アンゼン ジロウ  
 【ハ. 氏名】 安全 次郎  
 【ニ. 勤務先】 株式会社 ○×建築設計事務所  
 (一級)建築士事務所 (埼玉県)知事登録 第 〇〇〇〇〇〇 号  
 【ホ. 郵便番号】 330-0854  
 【ヘ. 所在地】 埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階  
 【ト. 電話番号】 048-647-××××

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 3 系統 3 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無  
 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 2 系統 2 室)  
その他 ( 系統 室) 無  
 【ハ. 居室等】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無  
 【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 換気設備の検査の状況】

\* 6 その3  
 ⑮ 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
 ⑯ 【ロ. 指摘の概要】 火気使用室換気扇不動作による換気量不足  
 ⑰ 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 5 年 1 月に改善予定) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

⑱ 【イ. 不具合】 有 無  
 【ロ. 不具合記録】 有 無  
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定) 予定なし

(2)第二面関係の注意事項、補足事項 その3

[様式の(注意)]

- ⑮ **【6.換気設備の検査の状況】**欄、**【10.排煙設備の検査の状況】**欄、**【14.非常用の照明装置の検査の状況】**欄及び**【18.給水設備及び排水設備の検査の状況】**欄の**【イ.指摘の内容】**は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「**要是正の指摘あり**」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「**既存不適格**」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

要是正(既存不適格を除く)がある場合

要是正の指摘あり ( 既存不適格 ) 指摘なし

要是正の指摘のすべてが既存不適格である場合

要是正の指摘あり ( 既存不適格 ) 指摘なし

指摘がない場合

要是正の指摘あり ( 既存不適格 ) 指摘なし

- ⑯ **【6.換気設備の検査の状況】**欄、**【10.排煙設備の検査の状況】**欄、**【14.非常用の照明装置の検査の状況】**欄及び**【18.給水設備及び排水設備の検査の状況】**欄の**【イ.指摘の内容】**の「**要是正の指摘あり**」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(「**既存不適格**」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)は、**【ロ.指摘の概要】**に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ **【6.換気設備の検査の状況】**欄、**【10.排煙設備の検査の状況】**欄、**【14.非常用の照明装置の検査の状況】**欄及び**【18.給水設備及び排水設備の検査の状況】**欄の**【イ.指摘の内容】**の「**要是正の指摘あり**」のチェックボックスに「レ」マークを入れ(「**既存不適格**」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは**【ハ.改善予定の有無】**の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの(以下、「不具合」という。)について第三面の**【1.換気設備】**欄、**【2.排煙設備】**欄、**【3.非常用の照明装置】**欄又は**【4.給水設備及び排水設備】**欄の「**不具合の概要**」欄に記入したときは、**【7.換気設備の不具合の発生状況】**欄、**【11.排煙設備の不具合の発生状況】**欄、**【15.非常用の照明装置の不具合の発生状況】**欄又は**【19.給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】**欄の**【イ.不具合】**の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の**【ロ.不具合記録】**の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の**【ハ.改善の状況】**の「**実施済**」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「**改善予定**」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「**予定なし**」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

[第二面関係の補足事項]

\*6 **【6.換気設備の検査の状況】**

**【ハ.改善予定の有無】**

改善予定が「有」の場合は検査結果表の改善(予定)年月のうち一番時期が早いものを記入します。

定期検査報告書  
(第二面の2)

<b>【8. 排煙設備の検査者】</b>		<b>* 7</b>	
(代表となる検査者)	(一級) 建築士	(国土交通大臣) 登録	第 〇〇〇〇〇〇 号
【イ. 資格】	建築設備検査員		第 〇〇〇〇〇〇 号
【ロ. 氏名のフリガナ】	アゼン タロウ		
【ハ. 氏名】	安全 太郎		
【ニ. 勤務先】	株式会社 ○× 建築設計事務所		
【ホ. 郵便番号】	(一級) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録	第 〇〇〇〇〇〇 号	
【ヘ. 所在地】	330-0854		
【ト. 電話番号】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階		
	048-647-××××		
(その他の検査者)	( ) 建築士	( ) 登録	第 〇〇〇〇〇〇 号
【イ. 資格】	建築設備検査員		第 D×××××××××× 号
【ロ. 氏名のフリガナ】	アゼン ジロウ		
【ハ. 氏名】	安全 次郎		
【ニ. 勤務先】	株式会社 ○× 建築設計事務所		
【ホ. 郵便番号】	(一級) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録	第 〇〇〇〇〇〇 号	
【ヘ. 所在地】	330-0854		
【ト. 電話番号】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階		
	048-647-××××		
<b>【9. 排煙設備の概要】</b>			
⑱ 【イ. 避難安全検証法等の適用】	<input type="checkbox"/> 区画避難安全検証法 ( ) 階	<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法 ( ) 階	
	<input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑳ 【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】	<input type="checkbox"/> 吸引式 ( ) 区画	<input type="checkbox"/> 給気式 ( ) 区画	<input type="checkbox"/> 加圧式 ( ) 区画
【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ピット】	<input type="checkbox"/> 吸引式 ( ) 区画	<input type="checkbox"/> 給気式 ( ) 区画	<input type="checkbox"/> 加圧式 ( ) 区画
【ニ. 非常用エレベーターの乗降ピットの用に供する付室】	<input type="checkbox"/> 吸引式 ( ) 区画	<input type="checkbox"/> 給気式 ( ) 区画	<input type="checkbox"/> 加圧式 ( ) 区画
【ホ. 居室等】	<input type="checkbox"/> 吸引式 ( ) 区画	<input type="checkbox"/> 給気式 ( ) 区画	<input type="checkbox"/> 加圧式 ( ) 区画
【ヘ. 予備電源】	<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input checked="" type="checkbox"/> 吸引式 ( 6 区画)	<input type="checkbox"/> 給気式 ( ) 区画
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 自家用発電装置	<input type="checkbox"/> 直結エンジン
<b>【10. 排煙設備の検査の状況】</b>			
【イ. 指摘の内容】	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり	( <input type="checkbox"/> 既存不適格 )	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月に改善予定)		<input type="checkbox"/> 無
<b>【11. 排煙設備の不具合の発生状況】</b>			
【イ. 不具合】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
【ロ. 不具合記録】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
【ハ. 改善の状況】	<input type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 改善予定 ( ) 年 月に改善予定	<input type="checkbox"/> 予定なし
<b>【12. 非常用の照明装置の検査者】</b>		<b>* 8</b>	
(代表となる検査者)	(一級) 建築士	(国土交通大臣) 登録	第 〇〇〇〇〇〇 号
【イ. 資格】	建築設備検査員		第 〇〇〇〇〇〇 号
【ロ. 氏名のフリガナ】	アゼン タロウ		
【ハ. 氏名】	安全 太郎		
【ニ. 勤務先】	株式会社 ○× 建築設計事務所		
【ホ. 郵便番号】	(一級) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録	第 〇〇〇〇〇〇 号	
【ヘ. 所在地】	330-0854		
【ト. 電話番号】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階		
	048-647-××××		
(その他の検査者)	( ) 建築士	( ) 登録	第 〇〇〇〇〇〇 号
【イ. 資格】	建築設備検査員		第 D×××××××××× 号
【ロ. 氏名のフリガナ】	アゼン ジロウ		
【ハ. 氏名】	安全 次郎		
【ニ. 勤務先】	株式会社 ○× 建築設計事務所		
【ホ. 郵便番号】	(一級) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録	第 〇〇〇〇〇〇 号	
【ヘ. 所在地】	330-0854		
【ト. 電話番号】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階		
	048-647-××××		

(2)第二面関係の注意事項、補足事項 その4

[様式の(注意)]

- ①9 **【9.排煙設備の概要】**欄の**【イ.避難安全検証法等の適用】**は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。  
建築基準法第38条(同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ②0 **【9.排煙設備の概要】**欄の**【ロ.特別避難階段の階段室又は付室】**及び**【ハ.非常用エレベーターの昇降路又は乗降ピット】**は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、**【ニ.非常用エレベーターの乗降ピットの用に供する付室】**は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。  
それぞれの区画数を記入する際に、吸引式、給気式、加圧式の区別に注意してください。

[第二面関係の補足事項]

- \*7 **【8.排煙設備の検査者】**  
**【4.換気設備の検査者】**の記入方法に準じます。
- \*8 **【12.非常用の照明装置の検査者】**  
**【4.換気設備の検査者】**の記入方法に準じます。

定期検査報告書  
(第二面の3)

【13. 非常用の照明装置の概要】		<b>* 9</b>	
【イ. 照明器具】	<input checked="" type="checkbox"/> 白熱灯 ( 150 灯)	<input checked="" type="checkbox"/> 蛍光灯 ( 50 灯)	
	<input checked="" type="checkbox"/> LEDランプ ( 5 灯)	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
【ロ. 予備電源】	<b>* 10</b>		
	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池(内蔵形) (居室 75 灯、廊下 75 灯、階段 55 灯)		
	<input type="checkbox"/> 蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)		
	<input type="checkbox"/> 自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)		
	<input type="checkbox"/> 蓄電池(別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	[イ: 205 灯、ロ: 205 灯]	
【14. 非常用の照明装置の検査の状況】			
【イ. 指摘の内容】	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格 )		<input type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】	非常用照明バッテリー不良による不点灯あり		
【ハ. 改善予定の有無】	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (令和 5 年 3 月に改善予定)		<input type="checkbox"/> 無
【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
【ロ. 不具合記録】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
【ハ. 改善の状況】	<input type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 改善予定 ( )	<input type="checkbox"/> 予定なし
【16. 給水設備及び排水設備の検査者】 <b>* 11</b>			
(代表となる検査者)	( 一級 ) 建築士	( 国土交通大臣 ) 登録	第 〇〇〇〇〇〇 号
【イ. 資格】	建築設備検査員		第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】	アノベシ タロウ		
【ハ. 氏名】	安全 太郎		
【ニ. 勤務先】	株式会社 ○×建築設計事務所		
	( 一級 ) 建築士事務所 ( 埼玉県 )	知事登録	第 〇〇〇〇〇〇 号
【ホ. 郵便番号】	330-0854		
【ヘ. 所在地】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階		
【ト. 電話番号】	048-647-××××		
(その他の検査者)	( ) 建築士	( ) 登録	第 号
【イ. 資格】	建築設備検査員		第 D×××××××××× 号
【ロ. 氏名のフリガナ】	アノベシ ジロウ		
【ハ. 氏名】	安全 次郎		
【ニ. 勤務先】	株式会社 ○×建築設計事務所		
	( 一級 ) 建築士事務所 ( 埼玉県 )	知事登録	第 〇〇〇〇〇〇 号
【ホ. 郵便番号】	330-0854		
【ヘ. 所在地】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町×-〇-△ 安心ビル5階		
【ト. 電話番号】	048-647-××××		
<b>21</b> 【17. 給水設備及び排水設備の概要】			
【イ. 飲料水の配管設備】	<input checked="" type="checkbox"/> 給水タンク ( 1 基 10 m <sup>3</sup> )	<input checked="" type="checkbox"/> 貯水タンク ( 1 基 25 m <sup>3</sup> )	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
【ロ. 排水設備】	<b>* 12</b>		
	<input checked="" type="checkbox"/> 排水槽 ( <input checked="" type="checkbox"/> 汚水槽 <input type="checkbox"/> 雑排水槽 <input type="checkbox"/> 合併槽 <input type="checkbox"/> 雨水槽・湧水槽 )		
	<input type="checkbox"/> 排水再利用配管設備 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
【ハ. 圧力タンクの有無】	<b>* 14</b>		
	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
【ニ. 給湯方式】	<input checked="" type="checkbox"/> 局所式 <input type="checkbox"/> 中央式		
【ホ. 湯沸器】	<b>* 15</b>		
	<input checked="" type="checkbox"/> 開放式燃焼器 <input type="checkbox"/> 半密閉式燃焼器 <input type="checkbox"/> 密閉式燃焼器		
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 電気湯沸器 )		
【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】			
【イ. 指摘の内容】	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格 )		<input type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有 ( )		<input checked="" type="checkbox"/> 無
【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
【ロ. 不具合記録】	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
【ハ. 改善の状況】	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 改善予定 ( )	<input type="checkbox"/> 予定なし
【20. 備考】	<b>* 16</b>		
<b>22</b>	増圧直結給水方式のためタンクなし、排水槽なし。		

(2) 第二面関係の注意事項、補足事項 その5

[様式の(注意)]

- ②1 【17.給水設備及び排水設備の概要】欄の【イ.飲料水の配管設備】、【ロ.排水設備】及び【ホ.湯沸器】は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ②2 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、【20.備考】欄又は別紙に記載して添えてください。  
前回からの変更点等を記入してください。

[第二面関係の補足事項]

- \* 9 【13.非常用の照明装置の概要】  
【イ.照明器具】 ハロゲン電球は、「白熱灯」に含めます。
- \* 10 【13.非常用の照明装置の概要】  
【ロ.予備電源】  
【イ.照明器具】の灯数の合計と【ロ.予備電源】の灯数の合計は一致するようにしてください。  
平成12年6月1日より、非常用の照明装置の予備電源として自家用発電装置の単独設置が不可となりました。
- \* 11 【16.給水設備及び排水設備の検査者】  
【4.換気設備の検査者】の記入方法に準じます。
- \* 12 【17.給水設備及び排水設備の概要】  
【イ.飲料水の配管設備】  
「給水タンク」とは、高置タンク、中間タンク、圧力給水タンク等をいいます。  
「貯水タンク」とは、受水タンクをいいます。  
□その他は、別棟より給水を行っている場合等にその旨を記入してください。
- \* 13 【17.給水設備及び排水設備の概要】  
【ロ.排水設備】  
排水槽は、ポンプ設備を有する水槽全てが検査対象となります。  
浄化槽は、合併・単独を問わず排水槽には含みません。  
□その他は、特殊な方法により排水している場合、記入してください。
- \* 14 【17.給水設備及び排水設備の概要】  
【ハ.圧力タンクの有無】  
「圧力タンク」は、加圧給水ポンプとは異なります。
- \* 15 【17.給水設備及び排水設備の概要】  
【ホ.湯沸器】  
・「開放式燃焼器」、「半密閉式燃焼器」が設置されている調理室等は、「火気使用室」となります。  
・「密閉式燃焼器」は、火気使用室には該当しません。  
・屋外式ガス湯沸器、およびその他機器の場合は、「その他」の( )内に機種名を記載ください。(ガス屋外式(RF型)、電気式、ヒートポンプ式、ボイラーなど)
- \* 16 【20.備考】  
・(第一面)の記載事項、又は(第二面)の設備の状況について、前回報告から変更がある場合には、その内容を記載ください。  
・増圧直結給水方式等により、給水タンクと貯水タンクの設置がなく、かつ排水槽がない場合、給排水設備は、検査対象外となります。その場合は、設備状況をこちらに記入してください。



(3) 建築設備の階別概要の補足事項

[建築設備の階別概要の補足事項]

\* 16 階の欄について

この欄は、必ず上の階より記入してください。  
塔屋や地下がある場合には、忘れずに記入してください。

\* 17 検査対象の建築設備

この欄は、必ず検査対象となるものについて「○」を記入してください。  
共同住宅の住戸内を自主的に検査した場合等は、「／」と記入してください。  
「給排水設備」高架水槽がある場合は、「給排水設備」の塔屋の欄に「○」を入れてください。  
各階に、給排水等の配管がありますので他の階の欄にも「○」を入れてください。

① 定期検査報告書  
(第三面)

建築設備に係る不具合の状況

## 【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	

## 【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	

## 【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	

## 【4. 給水設備及び排水設備】

② 不具合を把握した年月	③ 不具合の概要	④ 考えられる原因	⑤ 改善(予定)年月	⑥ 改善措置の概要等
令和 4 年 4 月	防虫網の破損	経年劣化	令和 4 年 5 月	防虫網の交換
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	
年 月			年 月	

(4) 第三面関係の注意事項

[様式の(注意)]

- ① 第三面は、**前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合等のうち、第二面において指摘されるもの以外のもの**について、把握できる範囲において記入してください。

**前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができ、添付は不要となります。**

(前回検査時以降に不具合を把握した場合)

○今回検査前に改善済の場合 → 第三面に記載する。

○今回検査前に未改善の場合 → 第三面に記載しない。(今回の検査結果に記載する。)

- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。  
今回の検査日はここでは入りません。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

① 当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者	安全 太郎	1
	その他の検査者	安全 次郎	2

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
1	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）					
(1)	機械換気設備 機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	○			1.2
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	○			1.2
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	○			1.2
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○			1.2
(5)		風道の取付けの状況	○			1
(6)		風道の材質	○			1
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	○			2
(8)		換気扇による換気の状況 ②	○			2
(9)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	各居室の換気量	○			1
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観				
(12)		空気調和設備の設置の状況				
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)		空気調和設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口				
(16)	③	空気調和設備の性能				
(17)		各居室の温度				
(18)		各居室の相対湿度				
(19)		各居室の浮遊粉じん量				
(20)		各居室の一酸化炭素含有率				
(21)		各居室の二酸化炭素含有率				
(22)		各居室の気流				
2	換気設備を設けるべき調理室等					
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	○			1
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○			1
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	○			1
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	○			1
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	○			1
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	○			1
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	○			1
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	○			1
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)				
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	○			1
(11)		換気扇による換気の状況	○			1
(12)		給気機又は排気機の設置の状況		○		1
(13)		機械換気設備の換気量		○		1

各設備の検査結果表ともこちらを参考に記入してください。

- ① 「代表となる検査者」欄は、実際に検査を行った検査者氏名を記入してください。複数名で検査した場合は、「その他の検査者」欄も記入してください。（但し有資格者に限る。）  
その場合は「検査者番号」欄に1から番号を記入してください。（資格者番号ではありません。）  
また、この欄で記入した氏名は必ず第二面の【4. 換気設備の検査者】で記入した検査者氏名と同一となります。  
※排煙設備、非常用照明装置、給排水設備についても同様です。

### 「検査結果」

指摘がない場合は、「指摘なし」欄に「○」を、要是正の指摘がある場合は、「要是正」欄に「○」を記入してください。また「既存不適格」の場合は、「要是正」欄と「既存不適格」欄の両方に「○」を記入してください。「その他特記事項」については、「指摘なし」欄に「○」を記入してください。

- ② 無窓居室の換気扇に軽微な汚れあり（その他特記事項）  
「その他特記事項」については、「指摘なし」欄に「○」を記入してください。

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
1 (8)	機械換気設備	無窓居室の換気扇に軽微な汚れあり (その他特記事項)	換気扇の清掃	—

- ③ 検査対象外の項目については、検査番号欄から、担当検査者番号欄まで取消線で抹消してください。

検査結果表  
(換気設備)の2

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適合	
3	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等				
(1)	防火ダンパー等 (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの設置の状況	○		2
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	○		2
(3)		防火ダンパーの作動の状況	○		2
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○		2
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	○		2
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	○		2
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	○		2
(8)	①	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			
(9)		<del>連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況</del>			
4	上記以外の検査項目等				
	②				
特記事項 ③					
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	
1 (8)	機械換気設備	無窓居室の換気扇に軽微な汚れあり (その他特記事項)	換気扇の清掃	未定	
2 (12)	機械換気設備	火気使用室の換気扇不作動	換気扇の交換	R5.1	
2 (13)	機械換気設備	火気使用室の換気量不足	換気扇の交換	R5.1	

書類作成の際は、必ず(換気設備)の(注意)書きをお読みください。

- ① まとまった項目が対象外の場合は、まとめて抹消しても結構です。  
ただし、その場合は必ず当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄まで抹消してください。対象のものも抹消しないようご注意ください。
- ② **この欄は、特定行政庁が検査項目を追加した場合に使用する欄です。**
- ③ 「特記事項」欄は、検査結果欄において「要是正」「既存不適格」及び特記すべき事項があれば、関係する検査項目番号を記入のうえその具体的内容と改善策の具体的内容、改善（予定）年月を記入してください。  
**なお、改善予定年月が具体的に決まっていない場合は「未定」又は「－」と記入してください。空欄は不可です。**

当該検査に関与した検査者	氏名		検査者番号
	代表となる検査者	安全 太郎	1
	その他の検査者	安全 次郎	2

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
1	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）					
(1)	機械換気設備 機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	○			1
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	○			1
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	○			1
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○			1
(5)		風道の取付けの状況	○			1.2
(6)		風道の材質	○			1.2
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	○			1
(8)		換気扇による換気の状況	○			1
(9)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	各居室の換気量	①	未実施		
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観				
(12)		空気調和設備の設置の状況				
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)		空気調和設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口				
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)	空気調和設備の性能	各居室の温度				
(18)		各居室の相対湿度				
(19)		各居室の浮遊粉じん量				
(20)		各居室の一酸化炭素含有率				
(21)		各居室の二酸化炭素含有率				
(22)		各居室の気流				
2	換気設備を設けるべき調理室等					
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	○			1
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○			1
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	○			1
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	○			1
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	○			1
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	○			1
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	○			1
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	○			1
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)				
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	○			1
(11)		換気扇による換気の状況	○			1
(12)		給気機又は排気機の設置の状況		○		1
(13)		機械換気設備の換気量		○		1

当該建築物に3年までの間に1回行う検査項目  
(国土交通大臣が定める検査項目)が該当する場合  
にはこちらを参考に記入してください。

- ① 3年までの間に1回行う検査項目が、今回報告で未実施の場合には検査結果表の「指摘なし」欄に「未実施」を記入してください。  
また、この欄で「未実施」を記入した場合は  
「3年までの間に1回行う検査項目の年度別実施状況表」の  
該当年度枠内チェックボックスの「実施せず」に「レ」マークを入れてください。

「年度別実施状況表」記入例

各建築設備検査結果表における 検査項目番号及び検査項目		2年目検査実施個所 (令和 4 年 12 月 実施)	
評価表 (別表1)	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 全数を実施	<input checked="" type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>
	1(9)各居室の換気量 1(10)中央管理室における制御 及び作動状態の監視の状況		

「検査結果表」に「未実施」を記入する検査項目には、

「別記第一号」(換気設備)の1(9)各居室の換気量、1(16)～(21)空気調和設備の性能

「別記第二号」(排煙設備)の1(18)排煙口の排煙風量

「別記第四号」(給水設備及び排水設備)の3(7)雑用水の用途

などの項目があります。

このページは無窓居室及び集会場等の集会室がある場合、必ず添付してください。

検査日、測定機器メーカー名、器具品番を記入してください。

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

（無窓居室及び集会場等の集会室）

測定年月日	令和 4 年 12 月 15 日	測定機器メーカー名	〇〇〇〇株式会社	型式番号等	〇〇〇-△×	
階	室名	必要換気量 (m <sup>3</sup> /h)	換気方式	換気設備機種名 *注1	換気状況の評価 *注2	判定
地下1階	飲食店	360	一種・二種・三種	排気ファン	380 m <sup>3</sup> /h	指摘なし・要是正
1階	飲食店	240	一種・二種・三種	排気ファン	650 ppm	指摘なし・要是正
2階	事務所	240	一種・二種・三種	排気ファン	R5年度実施予定	指摘なし・要是正
階			一種			指摘なし・要是正
階			一種			指摘なし・要是正
階			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
階			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
階			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
階			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
階			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
階			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
階			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
階			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

機械換気の設置義務がある居室の風量測定は、3年で全数検査も認められています。その際、分割して検査を行う場合、検査工程を明確にしてください。

必要換気量の求め方は、定期検査業務基準書2016年度版P102参照

必ず単位を記入してください。風量測定のほか、二酸化炭素濃度の測定も認められています。(1,000ppm以下)

必要換気量 ≤ 換気状況の評価(測定した風量) → 指摘なし  
 必要換気量 > 換気状況の評価(測定した風量) → 要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。  
 注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

このページは火気使用室がある場合、必ず添付してください。

検査日、測定機器メーカー名、器具品番を記入してください。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

(火気使用室)

測定年月日	令和 4 年 12 月 15 日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇株式会社	型式番号等	〇〇〇-△×
-------	------------------	---------------	----------	-------	--------

室番(場所)	使用器具	発熱量 (kW)	換気型式 (n)	必要換気量 (m <sup>3</sup> /h)	開口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) *注	測定風量 (m <sup>3</sup> /h)	判定
地下1階 飲食店	開放式湯沸器	11.6	40・30・20・2	432	0.09	2.2	713	指摘なし・要是正
1階 飲食店	FE型湯沸器	32.6	40・30・20・2	60	煙突直結の為測定できず			指摘なし・要是正
1階 飲食店	FE型湯沸器 (HPフード付)	32.6	40・30・20・2	606	排気ダクト直結の為測定できず			指摘なし・要是正
1階 飲食店	業務用ガスコンロ	5.8	40・30・20・2	215	0.06	0	0	指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

ガス器具の名称を記入してください。  
メーカー名・型番は不可です。

発熱量は必ずkwに換算してください。  
1KCal=0.00116279  
1Kg=13.95348

必要換気量=発熱量×理論排ガス量×換気型式  
(理論排ガス量=0.93)  
測定風量=測定風速×開口面積×3,600  
必要換気量>測定風量...要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

# 一般排煙機

このページは機械排煙設備がある場合、排煙機ごとに作成してください。

検査日、測定機器メーカー名、器具品番を記入してください。

別表3 排煙風量測定記録表 (A4)

機械排煙設備の一系統ごとに作成してください。

測定年月日	令和 4 年 12 月 15 日	測定機器メーカー名	△△△株式会社	型式番号等	〇-〇〇〇	排煙機の規定風量は 120m <sup>3</sup> /min以上となります。
-------	------------------	-----------	---------	-------	-------	---

1	排煙機系統(機器番号等)	排煙機銘板表示	排煙機の規定風量			
	SMF-2	4,500m <sup>3</sup> × 1,000Pa × 30kW	最大防煙区画面積	350.00	m <sup>2</sup> × 2	= 700.00 m <sup>3</sup> /min

排煙口							
階	室名	排煙口面積(m <sup>2</sup> )	測定風速(m/s)	測定風量(m <sup>3</sup> /min)	規定風量(m <sup>3</sup> /min)	判定	
2	地下1階①	A室	0.64	9.2	353	350.00	指摘なし・要是正
	地下1階②	B室	0.36	R5年度測定予定			
	地下1階③						

排煙口の風量測定は、3年で全数検査が認められております。分割して検査を実施する場合、検査工程を明確にしてください。  
(排煙機の排煙風量の測定方法は定期検査業務基準書2016年度版P185以降、排煙口の風量の測定方法は同基準書P197以降を参照してください。)

防煙区画が単独の場合は「1」  
防煙区画2以上を1台の排煙機が受け持つ場合は「2」

排煙機						判定
3	排煙機(番号等)	排煙出口面積(m <sup>2</sup> )	測定風速(m/s)	測定風量(m <sup>3</sup> /min)	規定風量(m <sup>3</sup> /min)	
	SMF-2	0.64	18.5	710	700	指摘なし・要是正

4	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有・無	指摘なし・要是正

○排煙機の煙排出口の風量測定は毎年対象です。  
※風速測定が難しい場合 遠方の排煙口より順次開放し、測定風量合計が排煙機の規定風量を上回ることを確認する。  
○順次開放による性能検査でも問題ありません。

5 排煙口配置・系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

配置・系統図が入りきらない場合は「別紙参照」とし、次のページに別紙を添付してください。(フリーハンドでも可)

注1) 本記録表は、排煙機  
注2) 「測定風速」欄には  
注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

# 特別避難階段附室

このページは機械排煙設備がある場合、排煙機ごとに作成してください。

検査日、測定機器メーカー名、器具品番を記入してください。

機械排煙設備の一系統ごとに作成してください。

別表3 排煙風量測定記録表 (A4)

測定年月日	令和 4 年 12 月 15 日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇株式会社	型式番号等	〇〇〇-〇〇
-------	------------------	---------------	----------	-------	--------

排煙機系統(機器番号等)	排煙機銘板表示	排煙機の規定風量
1 特別避難階段の附室 - 1 (SMF-1)	14,400m <sup>3</sup> × 800Pa × 30kW	最大防煙区画面積 _____ m <sup>2</sup> × _____ = <b>240.00</b> m <sup>3</sup> /min

排煙口						
階	室名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s)	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	判定
2	特別避難階段の付室・非常用エレベーター乗降ロビーは、 2.排煙口の記入は不要です。					

排煙機の排煙風量の測定方法は定期検査業務基準書2016年度版P185以降を参照してください。

排煙機の規定風量  
特別避難階段付室、非常用EV乗降ロビー：各々240m<sup>3</sup>/min  
兼用の場合：360m<sup>3</sup>/min

排煙機						判定
排煙機(番号等)	排煙出口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s)	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)		
3 SMF - 1	1.0	5.84	350	<b>240.00</b>		指摘なし・要是正

直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
有・ <b>無</b>	<b>指摘なし・要是正</b>

排煙機の煙排出口の風量測定は**毎年対象**です。

5 排煙口配置・系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

配置・系統図が入りきらない場合は「別紙参照」とし、次のページに別紙を添付してください。(フリーハンドでも可)

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。  
 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙風量測定記録表 給気式(各室において給気及び排煙を行う方式)の記入例

検査日、測定機器メーカー名、器具品番を記入してください。

別表3-2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式(特殊な構造の排煙設備)

機械排煙設備の一系統ごとに作成してください。

測定年月日	令和 4 年 12 月 15 日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇株式会社	型式番号等	〇〇〇
-------	------------------	---------------	----------	-------	-----

1	排煙機系統(機器番号等) (SMF-3)	排煙機銘板表示 必ず銘板の送風能力を記入 $9,000\text{m}^3/\text{h} \times 400\text{Pa} \times 7.5\text{kW}$	給気送風機の性能(風量) 150	$\text{m}^3/\text{min}$
---	-------------------------	---	---------------------	-------------------------

排煙口						判定
階	室名	排煙口面積 ( $\text{m}^2$ )	測定風速 (m/s)	測定風量 ( $\text{m}^3/\text{min}$ )	規定風量 ( $\text{m}^3/\text{min}$ )	
2	乗降ロビーA	0.25	1.30	19.50	15~137	指摘なし・要是正
	乗降ロビーB	0.25	1.00	15.00	10~137	指摘なし・要是正
	乗降ロビーC	0.25	0.90	13.50	10~137	指摘なし・要是正
	乗降ロビーD	0.25	0.80	12.00	10~137	指摘なし・要是正

各箇所の規定風量を含む範囲の下限値と送風機性能を上限値とする範囲が規定風量

給気送風機				判定
3	吸込口面積 ( $\text{m}^2$ )	測定風速 (m/s)	測定風量 ( $\text{m}^3/\text{min}$ )	
	1.00	1.30	78.00	規定風量 ( $\text{m}^3/\text{min}$ ) 15~150 指摘なし・要是正

4	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有・無	指摘なし・要是正

5	排煙口配置・系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)
---	--------------------------------------

配置・系統図が入りきらない場合は「別紙参照」とし、次のページに別紙を添付してください。(フリーハンドでも可)

- 注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。
- 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
- 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。



このページは非常用照明がある場合、必ず添付してください。

検査日、測定機器メーカー名、器具品番を記入してください。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)

測定年月日	令和 4 年 12 月 15 日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇株式会社	型式番号等	〇〇〇-〇〇
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)	判定	
	階	部屋・廊下等			
白熱灯	地下1 階	飲食店 (他1ヶ所)	0	指摘なし・要是正	
蛍光灯	地下1 階	屋内階段 (他1ヶ所)	3	指摘なし・要是正	
その他 ( LED )	1 階	ホール	4	指摘なし・要是正	

(別紙) に測定した箇所すべての照度等を記入し、その中での最低照度を器具別 (別表4) に記入してください。

同一の照度が複数箇所ある場合は、記入例の通り「〇〇〇〇 他〇ヶ所」としてください。  
なお、白熱灯は1lx以上、蛍光灯及びその他 (LED) は2lx以上が指摘なしとなります。

このページは非常用照明がある場合、必ず添付してください。**階ごと、かつ光源の種類ごとの最低照度**について記入してください。

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 <small>*注1</small>	光源の種類 <small>*注2</small>	照度 (lx)
地下1 階	飲食店	出入口付近	白熱灯 (内)	0
地下1 階	屋内階段	踊場付近	蛍光灯 (内)	3
1 階	ホール	出入口付近	LED (内)	4
1 階	屋内階段	階段中央付近	蛍光灯 (内)	5
2 階	事務所	右壁中央付近	蛍光灯 (内)	3
2 階	屋内階段	踊場付近	蛍光灯 (内)	4
3 階	事務所	右壁中央付近	白熱灯 (内)	0
3 階	屋内階段	踊場付近	蛍光灯 (内)	6
4 階	事務所	右壁中央付近	白熱灯 (内)	6
4 階	屋内階段	踊場付近	蛍光灯 (内)	5
5 階	事務所	右壁中央付近	白熱灯 (内)	5
5 階	屋内階段	踊場付近	蛍光灯 (内)	4
階				
階				
階				
階				
階				
階				
階				

**測定場所**

「避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。」こととなっております。  
 具体的な検査方法は定期検査業務基準書2016年度P279を参照してください。

**測定位置**

例示として「出入口付近」、「右壁中央付近」等と明記してください。注)1

白熱灯、蛍光灯、LEDの別、電池内蔵のものにあつては、(内)と記入してください。注)2

注1) 測定位置欄には、例示として次のように「出入口付近」、「右壁中央付近」等と明記する。

注2) 光源の種類欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあつては、(内)と付す。

必ず、設備の種別を示す「別記の番号」をご記入ください

別記第一号 : 換気設備  
 別記第二号 : 排煙設備  
 別記第三号 : 非常用照明  
 別記第四号 : 給排水設備

別添様式 関係写真 (A 4)

関係写真

部位	① 番号	② 検査項目等	③ 検査結果
	第一号 2(12)(13)	機械換気設備の換気量	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;">                     こちらに写真を貼ってください。                 </div>		特記事項	
		④ 火気使用室の換気扇の汚れによる換気量不足	

部位	番号	検査項目等	検査結果
	第三号 2(1)、2(2)	予備電源への切替及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能、照度の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;">                     こちらに写真を貼ってください。                 </div>		特記事項	
		白熱灯のバッテリー又は器具の劣化と思われる不点灯あり ・地下1階 飲食店 1灯 ・3階 事務所 1灯 計2灯	

この書類は、検査の結果「要是正の指摘あり」の場合は必ず作成してください。  
また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。

「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。  
要是正箇所が複数ある場合、ページを増して貼付してください。

- ① 検査項目番号を記入してください。
- ② 検査項目内容を記入してください。
- ③ 検査結果表にて要是正（既存不適格含む）の指摘をしたものは「要是正」にレ点を、その他特記事項はその他特記事項は「その他」にレ点を入れてください。
- ④ 写真の内容、検査結果の内容を明確に記入してください。

非常用の照明装置等で「要是正の指摘あり」が複数箇所ある場合は、器具別でそれぞれ代表となる1箇所の写真（白黒でも可）を貼付し、「特記事項」欄に具体的な場所名、その場所ごとの灯数をすべて明記してください。

なお非常用照明の場合は、指摘箇所を特定のうえ器具を外した状態での写真が望ましいですが、外観での写真でも構いません。

※エクセル型式での写真の挿入の仕方

メニューバー [挿入] → [図] → [ファイルから] を選択し、写真を保存したファイルより挿入したい写真を指定します。

画面上に写真が現れるので、指定部分に収まるようにサイズを調整してください。

3年までの間に1回行う検査項目の年度別実施状況表

※1年目から3年目までの検査(実施・予定)個所で該当する枠内のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

種類	各建築設備検査結果表における 検査項目番号及び検査項目		1年目検査実施個所	2年目検査 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施 · <input type="checkbox"/> 予定 ) 個所	3年目検査 ( <input type="checkbox"/> 実施 · <input checked="" type="checkbox"/> 予定 ) 個所
			( 令和 3 年 12 月 実施 )	( 令和 4 年 12 月 実施 )	( 令和 5 年 12 月 実施 )
換気設備	評価表 (別表1)	<input type="checkbox"/> 該当なし 1(9)各居室の換気量 1(10)中央管理室における制御 及び作動状態の監視の状況	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input checked="" type="checkbox"/> 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施 ( <input type="checkbox"/> 次年に繰越し · <input type="checkbox"/> 当年で全数実施 ) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input checked="" type="checkbox"/> 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>
			2/3 指摘なし		1/3 実施予定
室内環境測定記録	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし 1(16)各居室の温度 1(17)各居室内の相対湿度 1(18)各居室の浮遊粉じん量 1(19)各居室の一酸化炭素含有率 1(20)各居室の二酸化炭素含有率 1(21)各居室の気流	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>		<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	
排煙設備	機械排煙 風量測定	<input type="checkbox"/> 該当なし 1(18)排煙口の排煙風量 1(19)中央管理室における制御 及び作動状態の監視の状況	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input checked="" type="checkbox"/> 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input checked="" type="checkbox"/> 一部実施 ( <input type="checkbox"/> 次年に繰越し · <input checked="" type="checkbox"/> 当年で全数実施 ) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>
			2/3 指摘なし	1/3 実施 指摘なし	
	特殊な構造の排煙 測定記録 (別表3)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし 1(37)排煙口の排煙風量 1(38)中央管理室における制御 及び作動状態の監視の状況	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施 ( <input type="checkbox"/> 次年に繰越し ) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	
加圧防排煙	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし 2(24)遮煙開口部の排出速度	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施 ( <input type="checkbox"/> 次年に繰越し · <input type="checkbox"/> 当年で全数実施 ) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	<input type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	
給排水設備及び 再利用・中水	<input type="checkbox"/> 該当なし 3(7)雑用水の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 全数を実施 <input type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施 <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施 ( <input type="checkbox"/> 次年に繰越し · <input type="checkbox"/> 当年で全数実施 ) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	<input type="checkbox"/> 全数を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実施せず <input type="checkbox"/> 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施箇所数を下欄に記入>	

1年目、3年目検査欄には、実施状況、及び実施予定の年月と、実施予定箇所数を記入してください。

国土交通大臣が定める検査項目が該当する場合は、「年度別実施状況表」を添付のうえ、検査を実施した箇所数及び実施予定の箇所数が明確にわかるように記載をしてください。ただし、毎年全数検査を行う場合は、添付を省略しても結構です。

年度、物件名、台帳番号は必ず記入してください。



## 5.定期検査報告概要書

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の三関係）（A4）

定期検査報告概要書  
(建築設備等(昇降機を除く。))

(第一面)

## 【1.所有者】

【イ.氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ ○○○○ ダイエツトリシマリヤク サイトマ タロウ  
 【ロ.氏名】 株式会社 ○○○○ 代表取締役 埼玉 太郎  
 【ハ.郵便番号】 336-0031  
 【ニ.住所】 埼玉県さいたま市南区鹿手袋○-△-× ○○ビル2階

## 【2.管理者】

【イ.氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ ○○カンリ ダイエツトリシマリヤク サイトマ ジロウ  
 【ロ.氏名】 株式会社 ○○管理 代表取締役 埼玉 次郎  
 【ハ.郵便番号】 330-0061  
 【ニ.住所】 埼玉県さいたま市浦和区常盤○-△-× ××ビル1階

## 【3.報告対象建築物】

【イ.所在地】 埼玉県さいたま市浦和区常盤×-○-△  
 【ロ.名称のフリガナ】 ○○○○ビル  
 【ハ.名称】 ○○○○ビル  
 【ニ.用途】 飲食店・事務所

## 【4.検査による指摘の概要】

【イ.指摘の内容】  要是正の指摘あり (  既存不適格 )  指摘なし  
 【ロ.指摘の概要】 換気設備、非常用の照明装置  
 【ハ.改善予定の有無】  有 (令和 5 年 1 月に改善予定)  無  
 【ニ.その他特記事項】 無窓居室の換気扇に軽微な汚れ、高架水槽に軽微な錆あり

## 【5.不具合の発生状況】

【イ.不具合】  有  無  
 【ロ.不具合記録】  有  無  
 【ハ.不具合の概要】 防虫網の破損  
 【ニ.改善の状況】  実施済  改善予定 ( 年 月に改善予定 )  
 予定なし (理由: )

( 台帳番号 : J - 03 - 04 - ○○○○ )

## (注意)

この様式には、第36号の6様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

## 定期検査報告概要書 第一面、第二面共通関係

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式(建築設備定期検査報告書)に記入した内容と同一の内容を記入してください。1項目でも指摘があれば、該当項目だけでなく全種類の二面が必要となります。

概要書第二面別紙については、必要があるときのみ添付してください。

- ・指摘あり→「第一面」+「第二面」+「第二面の2」+「第二面の3」
- ・指摘なし→「第一面」のみ(第二面以降を省略することができます。)

[重要]

- 1 【1.所有者】・【2.管理者】の電話番号は、記入しないでください。
- 2 概要書は検査者印による訂正は認められておりませんので、再度概要書を作成してください。

※概要書については、閲覧及び交付の対象となる書類になりますのでご注意ください。

## 建築設備 定期検査報告書の提出について

# 建築設備 定期検査報告書 送付明細書

②

会社名: (株)〇×建築設計事務所

③

連絡先 住所: 〒 330-0854

①

令和 〇 年 〇 月 〇 日

さいたま市大宮区桜木町×-〇-△

電話番号: 048-647-××××

FAX番号: 048-647-××〇〇

④

会社番号: 1234

⑤

担当者名: 安全 太郎

メールアドレス: △△@×.××or.jp

※名刺添付でも可

No.	台帳番号	建築物名称	検査日	項目 (〇を付けてください)	備考
1	D-06-08-00××	ホテル〇〇	12月8日	換・排・ <input checked="" type="radio"/> 照・給	
2	J-03-04-00△△	〇〇ビル	12月10日	換・排・ <input checked="" type="radio"/> 照・ <input checked="" type="radio"/> 給	
3				換・排・照・給	⑨
4				換・排・照・給	
5				換・排・照・給	
6				換・排・照・給	
7				換・排・照・給	
8				換・排・照・給	
9				換・排・照・給	
10				換・排・照・給	
			合計項目件数	⑦ 5	件

⑧

以下は、報告検査会社と異なる場合に、記入してください。

請求書宛先	会社番号:
住所: 〒	
会社名:	
電話番号:	

副本返却先	会社番号:
住所: 〒	
会社名:	
電話番号:	

※協会記入欄

到着確認印

受付印

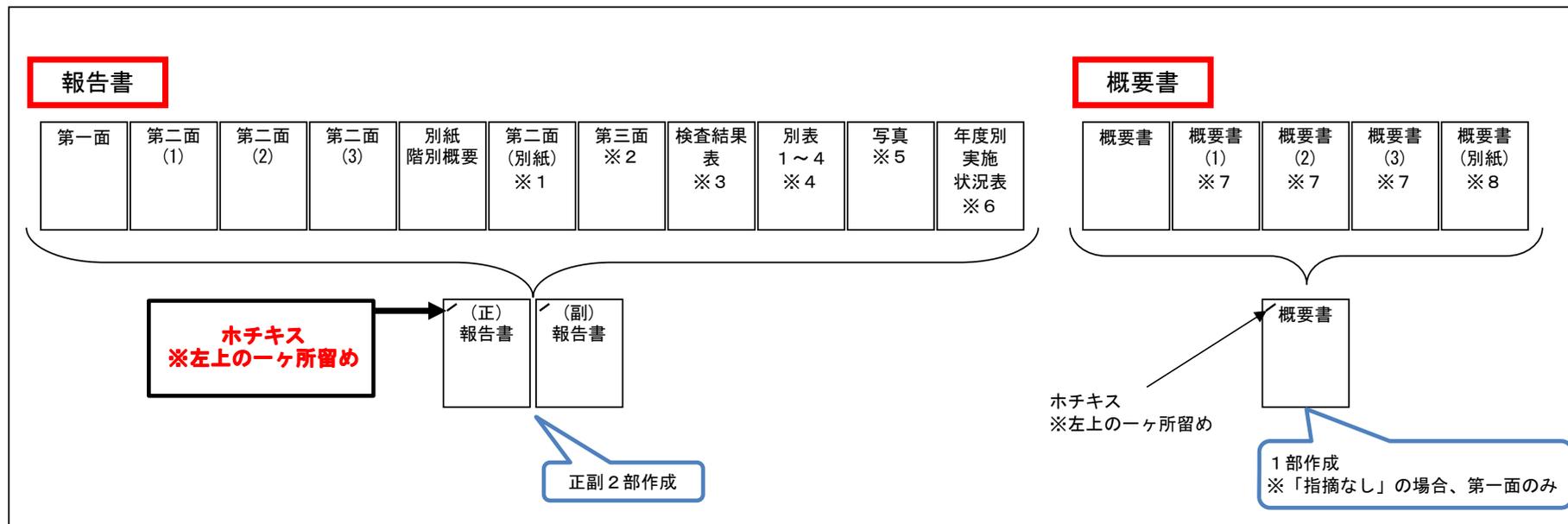
# 明細書記入項目

- ① 発送日を記入してください。
- ② 会社名を記入してください。
- ③ 連絡先を記入してください。  
(郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス)
- ④ 会社番号を記入してください。  
不明の場合はお問い合わせください。
- ⑤ ご提出される書類の責任者を記入してください。  
内容についてお問い合わせすることがあります。  
名刺を添付いただいても結構です。
- ⑥ 台帳番号、建物名称、検査日を記入し、該当項目に○をつけてください。
- ⑦ 項目数の合計を記入してください。  
物件数ではありません。ご注意ください。
- ⑧ 請求先、副本返却先が②の会社と異なる場合は記入してください。
- ⑨ 初回を除く**前年度未報告物件を報告の場合**は、備考欄に「令和○年度分」とご記入ください。  
記入がない場合は物件ごとの当該年度分として受付いたします。  
該当年度が不明な場合はお問い合わせください。  
**※受付後の年度の変更はできません。ご注意ください。**

## 注意事項

### 提出時の用紙に関して

検査日は報告日から前2月以内と特定行政庁の建築基準法施行細則で定められています。**検査日より2ヶ月以内に報告してください。**  
また、**建築設備報告書**の場合、**図面の添付は求めています。**



報告書(両面印刷不可)は正副2部、概要書は1部作成して下さい。綴じ方は**左上1点**をホチキスで留めて下さい。  
概要書は検査の判定が「指摘なし」の場合は、第一面のみ提出となります。

- ※1 第二面(別紙)は、3人以上で検査された場合のみ添付して下さい。
- ※2 第三面は、不具合があった場合のみ添付して下さい。不具合がなかった場合は添付は不要です。
- ※3 検査結果表は、対象となる建築設備の用紙のみを添付して下さい。
- ※4 別表1~4は、測定を行った用紙を添付して下さい。
  - 別表1 … 無窓居室及び集会室等の風量測定表
  - 別表2 … 火気使用室の風量測定表
  - 別表3、3-2、3-3 … 機械排煙設備の風量測定表(一系統ごとに作成)
  - 別表4 … 非常用の照明装置の照度測定表
- ※5 写真は、「要是正」の指摘があった場合は必ず添付して下さい。既存不適格や特記事項の場合は写真添付は任意です。
- ※6 「年度別実施状況表」は、国土交通大臣が定める検査項目が該当する場合のみ添付して下さい。
- ※7 検査の判定が「指摘なし」の場合は、概要書の第二面(1)(2)(3)は不要です。
- ※8 概要書(別紙)は、※1を添付された場合に添付して下さい。

## 参考資料

当該検査に 関与した 検査者	氏名	検査者番号
	代表となる検査者	
	そ ①換気のための有効な窓等の部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室 (=無窓居室) ②法第28条第3項に規定される特殊建築物の居室である劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場等の用に供する建築物の居室 (=劇場、集会場等の居室)	

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適合	
1	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。)				
(1)	機械換気設備	機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。) の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況		
(2)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況		
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置		
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況		
(5)			風道の取付けの状況		
(6)			風道の材質		
(7)			給気機又は排気機の設置の状況		
(8)			換気扇による換気の状況		
(9)		機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。) の性能	各居室の換気量		
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況		
(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況		
(13)			空気調和設備の運転の状況		
(14)		3年間で全数実施も可 (9), (10), (16)~(21)	空気ろ過器の点検口		
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離		
(16)		※3年間の実施状況表の添付必要	各居室の温度		
(17)			各居室の相対湿度		
(18)			各居室の浮遊粉じん量		
(19)		2(6), (7), (8): 風道ダクトがある場合は、一連の項目	各居室の一酸化炭素含有率		
(20)			各居室の二酸化炭素含有率		
(21)			各居室の気流		
2	換気設備を設けるべき調理室等				
(1)	自然換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質			
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況			
(3)	機械換気設備	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ			
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置			
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況			
(6)			排気筒及び煙突の断熱の状況		
(7)			排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離		
(8)			煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況		
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況 (密閉型燃焼器具の煙突を除く。)			
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況			
(11)		換気扇による換気の状況			
(12)		給気機又は排気機の設置の状況			
(13)		機械換気設備の換気量	(12): 1(7)と同様、必ず対象		

(7): 換気扇、シロッコファン等  
機械換気がある場合は、必ず対象項目

(8):  
換気扇が、外気の流れにより、換気能力の低下する構造になっていないか

火気使用室:  
ガス等を使用している厨房、湯沸室など (=火気使用室)、ポイラー室、機械室は、対象外

(6): 煙突、排気筒  
煙突: 燃焼器具に直接接続  
排気筒: 排ガスを屋外に排出する風道 (ダクト) 等

(7)、(8)  
煙突、風道がある場合は、必ず対象項目

(11): 換気扇  
壁付換気扇、天井換気扇、レンジフードファン等



当該検査に 関与した 検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要 是 正	既存 不 通 格	
<b>1 飲料用の配管設備及び排水設備</b>					
(1)	飲料用配管及び排水配管	配管の取付けの状況	(10) : 必ず検査対象 検査対象外となることは無し		
(2)	(隠蔽部分及び埋設部分 を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況			
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況			
(4)		継手類の取付けの状況			
(5)		保温措置の状況	(11) : 給湯管 先止め式瞬間湯沸器、屋外式湯沸 器、貯湯式温水器、ボイラー等が 該当		
(6)		防火区画等の貫通措置の状況			
(7)		配管の支持金物			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況			
(9)		止水弁の設置の状況			
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況			
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況			
<b>2 飲料水の配管設備</b>					
(1)	飲料用の給水タンク及び貯	給水タンク等の設置の状況	(4) : 圧力タンク ①内容量 : 40L以上 ②胴の内径 : 200mm以上、 かつ長さ1m以上の容器		
(2)	水タンク (以下「給水タン ク等」という。) 並びに給	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設			
(3)	水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況			
(5)		給水ポンプの運転の状況			
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況			
(7)		給水タンク等の内部の状況			
(8)	給湯設備	給湯設備 (ガス湯沸器を除く。) の取付けの状況			
(9)	(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の取付けの状況			
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況			
<b>3 排水設備</b>					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	(1)~(5) : 排水槽 排水ポンプ設備がある排水槽(雨水槽・湧水槽を含む) は、全て検査対象です。 排水枡(ポンプなし)や室内の排水ポンプは、検査対象外		
(2)		排水槽の通気の状況			
(3)		排水漏れの状況			
(4)		排水ポンプの設置の状況			
(5)		排水ポンプの運転の状況			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況			
(7)	排水再利用配管設備	雑用水の用途	(7) : 3年間に1回実施も可能、 ただし、(8)~(11)は、毎年実施		
(8)	(中水道を含む。)	雑用水給水栓の表示の状況			
(9)		配管の標識等			
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況			
(11)		消毒装置			
(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況		
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況		
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況		
(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況		
(16)			雨水排水立て管の接続の状況		
(17)			排水の状況	(20) : 給水タンク等が あれば、必ず対象	
(18)			掃除口の取付けの状況		
(19)			雨水系統との接続の状況		
(20)			間接排水の状況		

検査結果表  
(給水設備及び排水設備)の2

番号	検査項目等			検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要 是 正	既存 不適格	
3	排水設備						
(21)	その他	通気管	通気開口部の状況				
(22)			通気管の状況				
4	上記以外の検査項目等						
特記事項							
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善(予定) 年月	

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の6様式第二面16欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる検査項目について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑦から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善(予定)年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入してください。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分(要是正の状態が写真では区別できない部分を除く。)を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

## 定期報告が必要な特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等

【対象】 (い)欄の用途等に供する部分の規模等が(ろ)欄のいずれかに該当するもの。(凡例) A:その用途に供する床面積の合計をいいます。

	用途等(い)	規模等(ろ) いずれかに該当するもの	報告の間隔		
特定建築物	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A&gt;200㎡ ・ 3階以上の階のA&gt;100㎡</li> <li>・ 主階が1階にないもの ・ 客席の部分のA<math>\geq</math>200㎡<sup>*3</sup></li> <li>・ 地階のA&gt;100㎡</li> </ul>	2年		
	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A&gt;500㎡ ・ 3階以上の階のA&gt;100㎡</li> <li>・ 客席の部分のA<math>\geq</math>200㎡<sup>*3</sup> ・ 地階のA&gt;100㎡</li> </ul>			
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る) 就寝用途の児童福祉施設等 <sup>*1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A&gt;500㎡ ・ 3階以上の階のA&gt;100㎡</li> <li>・ 2階のA<math>\geq</math>300㎡(病院又は診療所にあつては、その部分に患者の収容施設があるものに限る)<sup>*3</sup></li> <li>・ 地階のA&gt;100㎡</li> </ul>			
	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地階のA&gt;100㎡</li> </ul>			
	児童福祉施設等 <sup>*2</sup> (入所施設があるものに限る、就寝用途の児童福祉施設等 <sup>*1</sup> を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A&gt;500㎡ ・ 3階以上の階のA&gt;100㎡</li> <li>・ 地階のA&gt;100㎡</li> </ul>			
	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6階以上の階にあるもの</li> </ul>		3年	
	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3階以上の階のA&gt;100㎡</li> <li>・ 2階のA<math>\geq</math>300㎡<sup>*3</sup> ・ 地階のA&gt;100㎡</li> </ul>			
	寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3階以上の階のA&gt;100㎡ ・ 2階のA<math>\geq</math>300㎡<sup>*3</sup></li> <li>・ 地階のA&gt;100㎡</li> </ul>			
	学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び大学を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A&gt;2,000㎡ ・ 3階以上の階のA&gt;100㎡</li> </ul>	2年		
	体育館(学校に附属するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A&gt;2,000㎡ ・ 3階以上の階のA&gt;100㎡</li> <li>・ A=2,000㎡<sup>*3</sup></li> </ul>			
	博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A&gt;2,000㎡ ・ 3階以上の階のA&gt;100㎡</li> <li>・ A=2,000㎡<sup>*3</sup></li> </ul>	3年		
	物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A&gt;1,500㎡、かつ、2階以上の階にあるもの</li> <li>・ 3階以上の階のA&gt;100㎡ ・ 2階のA<math>\geq</math>500㎡<sup>*3</sup></li> <li>・ 地階のA&gt;100㎡ ・ A<math>\geq</math>3,000㎡<sup>*3</sup></li> </ul>	2年		
	百貨店、マーケット又は展示場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3階以上の階のA&gt;100㎡ ・ 2階のA<math>\geq</math>500㎡<sup>*3</sup></li> <li>・ A<math>\geq</math>3,000㎡<sup>*3</sup> ・ 地階のA&gt;100㎡</li> </ul>			
	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・ A&gt;1,500㎡、かつ、2階にあるもの</li> <li>・ A<math>\geq</math>3,000㎡<sup>*3</sup> ・ 2階のA<math>\geq</math>500㎡<sup>*3</sup></li> </ul>			
事務所その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A&gt;2,000㎡、かつ、6階以上の階にあるもの</li> </ul>				
建築設備	換気設備(自然換気設備及び共同住宅の住戸に設けるものを除く) 排煙設備(排煙機を有するもの) 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けるものを除く)	上記の特定建築物に設けられるもの	1年		
	防火設備	火災時に煙や熱を感知して閉鎖又は作動する次の防火設備(防火ダンパーを除く) ・ 防火扉 ・ 防火シャッター ・ 耐火クロススクリーン ・ ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備	次のいずれかの建築物に設けられるもの ①上記の特定建築物に該当する建築物 ②以下に掲げる用途のうち、A $\geq$ 200㎡の建築物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)</li> <li>・ 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)</li> <li>・ 寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)</li> <li>・ 就寝用途の児童福祉施設等<sup>*1</sup></li> </ul>	1年	
		昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	次に掲げるものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かがが住戸内のみを昇降するもの</li> <li>・ 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター</li> </ul>	1年
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光用エレベーター、観光用エスカレーター</li> <li>・ ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設</li> <li>・ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</li> </ul>	毎年4月及び10月(ただし使用期間が連続して6月以内のものは毎年使用開始前1月に1回)	

注意

\*1 就寝用途の児童福祉施設等

平成 28 年国土交通省告示第 240 号第 1 第 2 項第 2 号から第 9 号に掲げるもの

(第 2 号:助産施設、乳児院及び障害児入所施設、第 3 号:助産所、第 4 号:盲導犬訓練施設、第 5 号:救護施設及び更生施設、第 6 号:老人短期入所施設その他これに類するもの、第 7 号:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム、第 8 号:母子保健施設、第 9 号:障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る))

\*2 児童福祉施設等

建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等

(児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設等)

\*3 当該用途に供する部分が避難階のみにあるものを除く

## ○ 建築物用途の区分

平成30年4月1日現在

一戸建ての住宅
長屋
共同住宅
寄宿舍
下宿
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
幼稚園
小学校
義務教育学校
中学校、高等学校又は中等教育学校
特別支援学校
大学又は高等専門学校
専修学校
各種学校
幼保連携認定こども園
図書館その他これらに類するもの
博物館その他これらに類するもの
神社、寺院、教会その他これらに類するもの
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
保育所その他これに類するもの
助産所
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
病院
巡査派出所
公衆電話所
郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
地方公共団体の支庁又は支所
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
工場（自動車修理工場を除く。）
自動車修理工場
危険物の貯蔵又は処理に供するもの
ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
ホテル又は旅館
自動車教習所
畜舎
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場

日用品の販売を主たる目的とする店舗
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
食堂又は喫茶店
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービスを営む店舗
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
事務所
映画スタジオ又はテレビスタジオ
自動車車庫
自転車駐車場
倉庫業を営む倉庫
倉庫業を営まない倉庫
劇場、映画館又は演芸場
観覧場
公会堂又は集会場
展示場
料理店
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
ダンスホール
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
卸売市場
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
農業の生産資材の貯蔵に供するもの
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）
その他

※赤字は、平成30年4月1日に改正施行された部分を示しています。

埼玉県内特定行政庁一覧

(令和4年4月1日現在)

行政庁名 (担当課)	所在地及び電話番号	所管する定期報告事務
<b>埼玉県</b>		
◎特定建築物、建築設備及び防火設備の報告に関すること		
川越建築安全センター	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 049-243-2102	
所管する市町村	朝霞市、入間市、小川町、越生町、川島町、坂戸市、志木市、鶴ヶ島市、ときがわ町、滑川町、鳩山町、飯能市、東秩父村、東松山市、日高市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、吉見町、嵐山町、和光市	左の市町村内にある特定建築物、建築設備及び防火設備
熊谷建築安全センター	〒360-0841 熊谷市新堀500 048-533-8775	
所管する市町村	加須市、神川町、上里町、行田市、羽生市、深谷市、本庄市、美里町、寄居町	左の市町村内にある特定建築物、建築設備及び防火設備
熊谷建築安全センター(秩父駐在)	〒369-1871 秩父市下影森1002-1 0494-22-3777	
所管する市町村	小鹿野町、秩父市、長瀨町、皆野町、横瀬町	左の市町村内にある特定建築物、建築設備及び防火設備
越谷建築安全センター	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 048-964-5294	
所管する市町村	伊奈町、桶川市、北本市、鴻巣市、幸手市、白岡市、杉戸町、戸田市、蓮田市、松伏町、三郷市、宮代町、八潮市、吉川市、蕨市	左の市町村内にある特定建築物、建築設備及び防火設備
◎昇降機及び遊戯施設(昇降機等)の報告に関すること		
埼玉県 (建築安全課)	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5511	各建築安全センター所管の市町村にある全ての昇降機等
さいたま市 (建築行政課)	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 048-829-1534 (直)	さいたま市内にある対象物件の全て
川口市 (建築安全課)	〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎内 048-258-1110 (代)	川口市内にある対象物件の全て
川越市 (建築指導課)	〒350-8601 川越市元町1-3-1 049-224-5974 (直)	川越市内にある対象物件の全て
所沢市 (建築指導課)	〒359-8501 所沢市並木1-1-1 04-2998-9180 (直)	所沢市内にある対象物件の全て
越谷市 (建築住宅課)	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 048-963-9235 (直)	越谷市内にある対象物件の全て
上尾市 (建築安全課)	〒362-8501 上尾市本町3-1-1 048-775-8490 (直)	上尾市内にある対象物件の全て
草加市 (建築安全課)	〒340-8550 草加市高砂1-1-1 048-922-1958 (直)	草加市内にある対象物件の全て
春日部市 (建築課)	〒344-8577 春日部市中央6-2 048-736-1111 (代)	春日部市内にある対象物件の全て
狭山市 (建築審査課)	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5 04-2953-1111 (代)	狭山市内にある対象物件の全て
新座市 (建築審査課)	〒352-8623 新座市野火止1-1-1 048-477-4309 (直)	新座市内にある対象物件の全て
熊谷市 (建築審査課)	〒360-0195 熊谷市中曾根654-1 大里庁舎内 0493-39-4809 (直)	熊谷市内にある対象物件の全て
久喜市 (建築審査課)	〒346-0024 久喜市北青柳1404-7 第二庁舎内 0480-22-1111(代)	久喜市内にある対象物件の全て

(注) 平成30年6月1日から防火設備が定期報告対象になりました。

---

---

建築設備 定期検査報告書作成要領  
[埼玉県内・令和4年11月版]

令和4年11月発行

編集協力 埼玉県内特定行政庁

編集・発行 一般財団法人 埼玉県建築安全協会  
〒336-0031  
さいたま市南区鹿手袋4-1-7(建産連会館内)  
TEL 048-865-0391 : FAX 048-845-6720

---

---